参考資料集

令和８年１０月２１日版

目次

・学士・修士の修業年限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
・単位制度と卒業・修了要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
・早期卒業・・・ 3
・優等学位・・・ 4
・通信教育・・・ 5
・基幹教員の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
・定員管理・・・ 7
・教学マネジメント指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
・認証評価・・・ 9
・情報公表・・・１０
・ＡＩ・・１１

・基礎データ・・・ Ⅰ

学士・修士の修業年限

学士・修士の修業年限に関する条文①

○　学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第87条　大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

２　（略）

第89条　大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生・・・で当該大学に三年（同条第１項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの・・・が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第147条　学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合・・・に限り行うことができる。

一　大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二　大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十二条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三　学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四　学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

学士・修士の修業年限に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第3条　（略）

２　修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。

３　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

第16条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

学士・修士の修業年限に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第42条　大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一～三　（略）

２　連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の大学院については、第三条第三項中「修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学に置かれる大学院の修士課程においては」と、第十八条第一項中「大学院は」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学の大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

３　（略）

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）①

基本的な考え方

✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、**専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出**が求められている。

✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した**体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要**がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携**（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等連係課程等）は存在**するが、**上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない**※　。

※　工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。

✓**大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築**することは、**学士課程そのものの質と密度を高める**ものである。例えば、大学院固有の教育方法である**「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要**である。

✓こうしたことを踏まえ、まずは、**学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図る**こととする。具体的には、各設置基準の**教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記する**とともに、連続性に配慮した教育課程を編成する**学部と研究科を一つの単位として、３つの方針の策定を可能とする**こととする。

✓これは、**現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的**とするものであり、**標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない**。

✓その上で、こうした**連続性に配慮した教育課程の編成の結果**、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の**現行の修了要件を満たすことを前提**に、**（４年＋）１年以上２年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることなどを可能**とすることとする。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）②

１．学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

✓ 大学設置基準等に定める**教育課程の編成方針**において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、**学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記**する。

✓ いわゆる**３つの方針**（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、**大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能**とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

※３つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のＤＰを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

改正により可能となる３つの方針の策定パターン

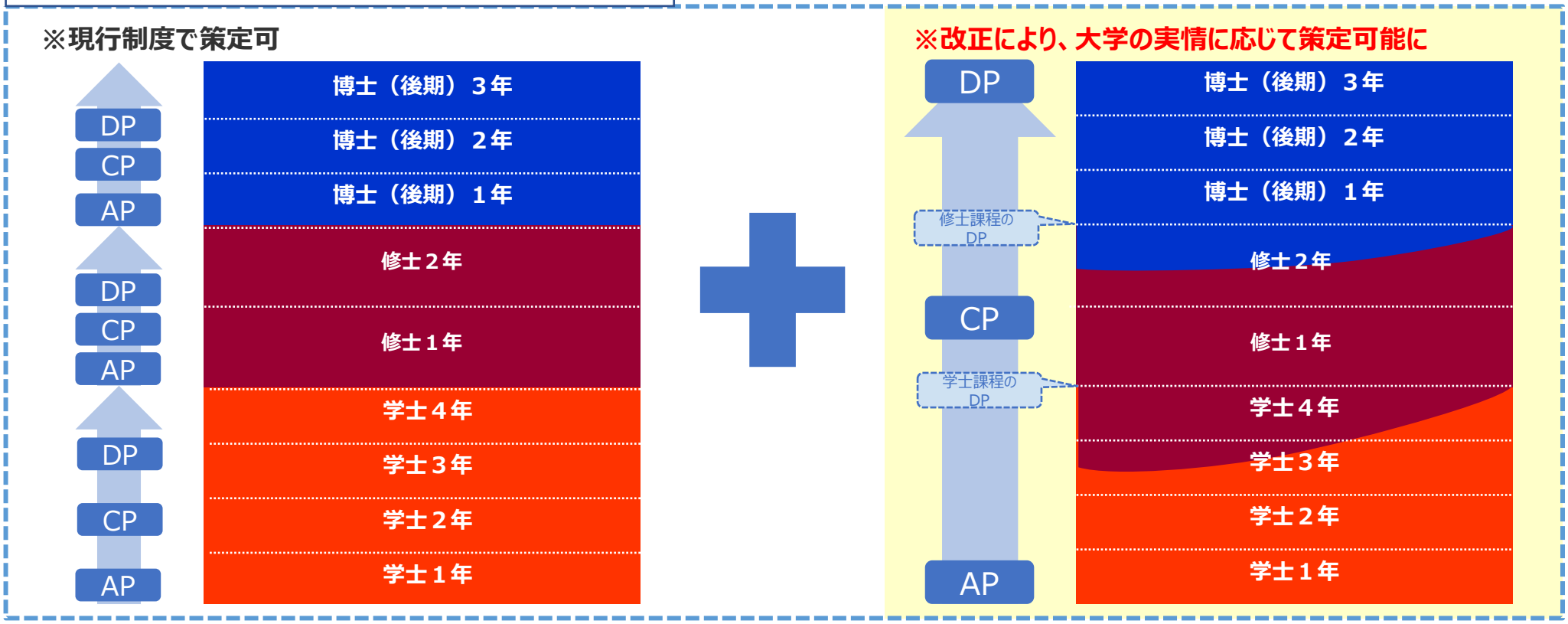

２．連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○　次のア及びイの要件を満たし、**文部科学大臣の認定**を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア　**連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要**があると認められる場合

イ　以下を行う大学であること

－当該効果的な取組を行う

－教育研究活動等の状況について自ら行う**点検、評価及び見直しの体制の整備**

－教育研究活動等の状況の**積極的な公表**並びに**学生の教育研究上適切な配慮**を行う

○　**他の大学との間で連続課程を編成**する場合に係る上記の認定は　**大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間**において**協議会を設け**、**連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限る**こととする。

※　詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※　専門職大学及び専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を除く。）についても同等の取扱いとする。

特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

①**修士課程の標準修業年限**を**１年以上２年未満の期間**とすること

②**大学院入学前に大学院の単位を修得**した場合には、**修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず**、当該単位数を勘案した**在学期間の短縮を可能**とすること

（改正後イメージ）

①大臣認定による修士課程の修業年限の短縮

②大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮

スキームのイメージ

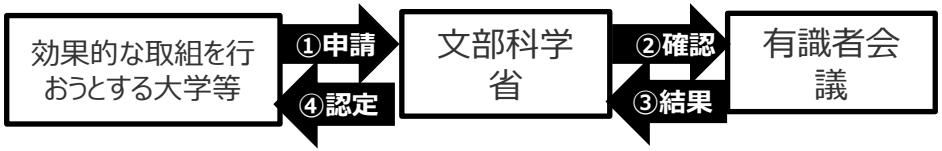

３．施行期日

令和8年2月24日

主要国の高等教育機関の修業年限①（米国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
総合大学	学士課程（ISCED6）	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件。専門職学位（B.Eng.、B.Ed.など）もある。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クオーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
	博士課程（ISCED8）	3～	21～	研究志向の学位（Ph.D.）と専門職学位（M.D.、J.D.など）に大別される。前者は研究論文の作成や研究プロジェクトの実施が学位取得条件となるが、修業年限が示されている場合は、フルタイム学生として3年以上学ぶことが求められる。後者は特定の職業分野に関する実践志向の学位であり、通常、フルタイム学生として3～4年間学ぶことが学位取得の要件となる。
その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ等）	学士課程（ISCED6）	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。専門職学位（B.Eng.、B.Ed.など）もある。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クオーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
２年制大学	準学士課程（ISCED5）	標準2	18～19	4年制大学への編入学につながるもの（A.A.、A.S.）と就職準備を目的とするもの（A.A.S.など）がある。いずれも、フルタイム学生の場合は2年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限②（英国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	準学位課程(ISCED5)	2	18～20	実務的な内容の応用準学位（foundation degree）課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。
	第一学位課程(ISCED6)	3	18～20	基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。
	修士課程（研究主体）（ISCED7）	2	21～	MPhilとMResがある。前者（Master of Philosophy）は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者（Master of Research）はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。
	修士課程（講義主体）（ISCED7）	1	21～	文学修士（Master of Arts:MA）、理学修士（Master of Science:MSc）など分野名が付されるのが一般的。
	専門職修士（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	経営学（MBA）やエンジニア（MEng）など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。
	PGCE（学卒者教育資格）（ISCED7）	1	21～	学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格（QTS）も取得できるコースが多い。
	博士課程(ISCED8)	3～4（大学で設定）	21～	PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3～4年在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24～25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。
	専門職博士(ISCED8)	4～5（大学で設定）	21～	教育博士（EdD）、医学博士（MD）、経営学博士（DBA）など。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限③（フランス）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程（ISCED6）	3	18～20	
	職業リサンス課程（ISCED6）	1	20～	高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。
	修士課程（ISCED7）	2	21～	
	博士課程（ISCED8）	3	23～	
技術短期大学部	大学技術教育学士取得課程（ISCED6）	3	18～20	
グランゼコール	機関独自のディプロムの取得課程（ISCED6～7）	3	20～22	主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。
		5	18～22	主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。
リセ付設グランゼコール準備級	グランゼコール準備課程（ISCED6）	2	18～19	グランゼコール入学試験に向けた準備課程（ディプロム取得課程ではない）。
リセ付設中級技術者養成課程	中級技術者養成課程（ISCED5）	2	18～19	
国立高等教職教育学院	修士課程（ISCED7）	2	21～22	

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限④（ドイツ）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
専門大学	学士課程（ISCED6）	3～4（大学で設定）	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学で関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年（210単位）で学士の取得に至る。
	専門大学ディプローム取得課程（ISCED6）	～4	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
総合大学（工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む）	学士課程（ISCED6）	3～4（大学で設定）	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
	ディプローム/マギスター取得課程（ISCED7）	4.5	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。
	国家試験（医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学）（ISCED7）	4～6.5	18/19～	特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4～6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている（医学：6.5年、歯学：5～5.5年、薬学：4～5年、獣医学：5.5年、食品化学：4.5年、法学：5年、教師養成：4.5年）。
	博士課程（ISCED8）	(3)	23～	博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑤（中国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	本科課程（ISCED6）	4～5	19～22	学士は 4~5年の本科卒業者で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。
	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	
	修士課程（ISCED7）	2～3（大学で設定）	22～	修士及び博士の学位は、修士は 2~3年の修士課程を、博士は 3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、 博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程（ISCED8）	3～4（大学で設定）	24～	
専科学校	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	短期高等教育である専科課程（2~3年）で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業者には短期高等教育の卒業証書が授与される。
職業技術学院	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	短期高等教育である専科課程（2~3年）で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業者には、卒業証書が授与される。
大学院レベルの教育を提供する科学研究機関	修士課程（ISCED7）	2～3（大学で設定）	22～	修士及び博士の学位は、修士は 2~3年の修士課程を、博士は 3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程（ISCED8）	3～4（大学で設定）	24～	

注：「中華人民共和国高等教育法」（1998年制定、2018年改正）の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は 2～3 年，本科教育の基本的な修業年限は 4～5 年，大学院修士教育の基本的な修業年限は 2～3 年，大学院博士教育の基本的な修業年限は 3～4 年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は，これより適宜延長しなければならない。高等教育機関は，実際の必要に基づき，当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。
出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑥（韓国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程（ISCED6）	4	18～21	修業年限は4 年（医歯薬系は6 年）で、学則で定める所定の課程（140 単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。
	修士課程（ISCED7） 博士課程（ISCED8）	2～	22～	修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。
教育大学	学士課程（ISCED6）	4	18～21	初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程（140単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。
産業大学	学士課程（ISCED6）	-	18～21	産業大学の修業年限は制限されていない。
専門大学	専門学士課程（ISCED5）	2～3	18～20	専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得したものには「専門学士」（Associate Degree）が授与される。医療・理工系課程は3年制。
	専攻深化課程（ISCED6）	1～2	20～21	専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1～2年の専攻深化課程（非学位課程も含む）を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。
技術大学	学士課程（ISCED6） 専門学士課程（ISCED5）	2	18～21	学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。
遠隔大学（放送大学・サイバー大学）	学士課程（ISCED6）	4	18～	放送通信大学（Air & Corr. University）とサイバー大学（Cyber University）を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。
	専門学士課程（ISCED5）	2		

出典：文部科学省調べ。

単位制度と卒業・修了要件

単位制度と卒業・修了要件に関する条文①

○　大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第21条　各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

２　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

３　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第32条　卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

２～６　（略）

単位制度と卒業・修了要件に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第12条　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

２　（略）

第16条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

２　（略）

第17条　博士課程の修了の要件は、大学院に五年（略）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

２～４　（略）

早期卒業

大学の「早期卒業」について

○いわゆる「早期卒業」とは、学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性を踏まえ、一律に在学期間を４年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に４年未満の在学で卒業を認める制度。
平成11年の学校教育法及び同法施行規則改正により、平成12年４月に大学の第１年次に入学する学生から適用。

○早期卒業者は我が国及び諸外国の大学院へ進学、あるいは就職して社会の各方面で活躍することが期待される。

（対象者に関する要件）
・大学に３年以上在学したこと（学校教育法第89条）
・卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること（学校教育法第89条）
・早期卒業を希望すること（学校教育法施行規則第147条第4号）

（受け入れ大学に関する要件）
・大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること（学校教育法施行規則第147条第1号）
・大学が、履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること（学校教育法施行規則第147条第2号）

（留意点）
・早期卒業は学生の能力・適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であること
・十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう適切な運用の確保に努める必要があること

大学の「早期卒業」の実態

【早期卒業制度を導入している大学】

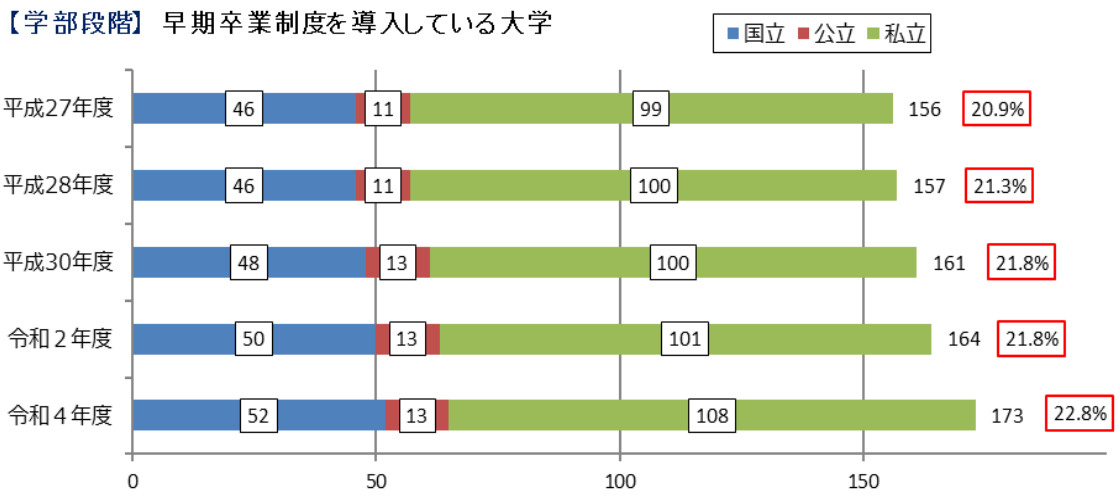

（※）選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【実際に早期卒業させた大学】

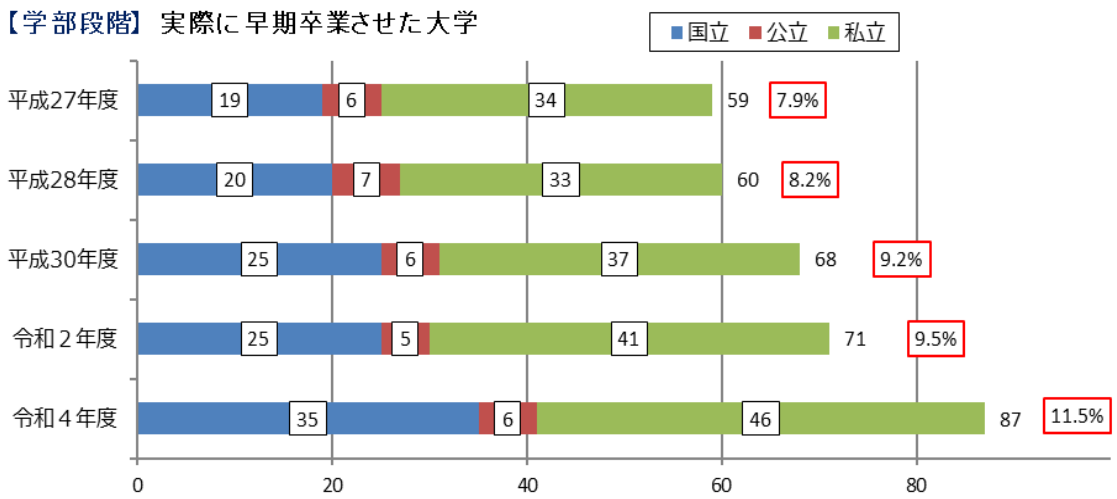

（※）選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【早期卒業した学生数】

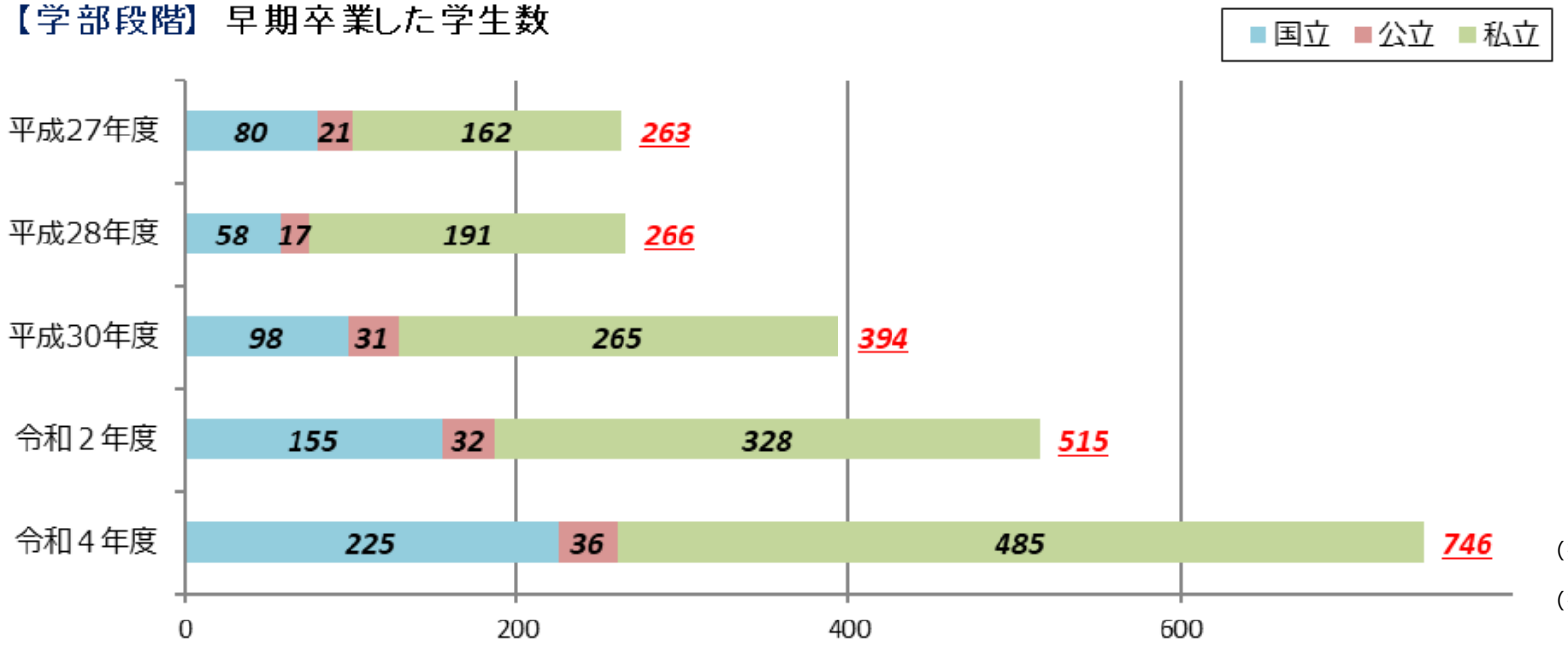

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

優等学位

諸外国における優等学位の例

○　オーストラリア

優等学士（Bachelor Honours Degree）

　研究の基礎や方法の提供に加えて、1つ以上の専門分野におけるより発展的で一貫した知識や技能が提供され、相当数の論文やプロジェクトが求められる。

　通常、学士取得後＋1年間の学習が必要だが、4年間の学士プログラムに組み込まれている場合もある。優等学位取得者が、博士プログラムに直接進める場合もある。

○　イギリス

優等学士（Honours Bachelor Degree）

　3年間の課程で360単位の修得。優等学士学位の成績分類（※）においてUpper secondを得た修了者には一般的な修士課程入学資格が与えられる。なお、1単位は10時間の学修をもって構成され、授業時間に限らず、自習・課題作成等の授業外学修時間も含まれる。

（※）優等学士学位授与時の分類と在学中の成績の対応

First：100-70%、Upper second：69-60%、Lower second：59-50%、Third：49-40%

出典：各国の高等教育・質保証システムの概要（大学改革支援・学位授与機構HP）より

https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html

通信教育

大学通信教育の現状

- 通信課程の学生数は、学部190,904人、大学院3,511人（修士2,739、博士269人、専門職503人）、短大17,110人。
- 通信制大学（学部）は、幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成されている。

■通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

	学　部	大　学　院			短期大学
		修士	博士	専門職	
通信教育を行う大学数（延べ数。R６）	46	23	11	2	11
通信課程の学生数（R7,人）※正規課程	190,904	2,739	269	503	17,110
うち放送大学学園	60,998	647	93	-	-
通信課程の卒業者数（R7年度間、人）	24,149	1,006	42	113	5,653

※通信教育を行う大学数については令和６年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成（新規募集停止となっている大学を含む）。その他については、令和7年度学校基本統計により作成（正規課程の学生のみ）。

■通信教育学部学生数（関係学科別）

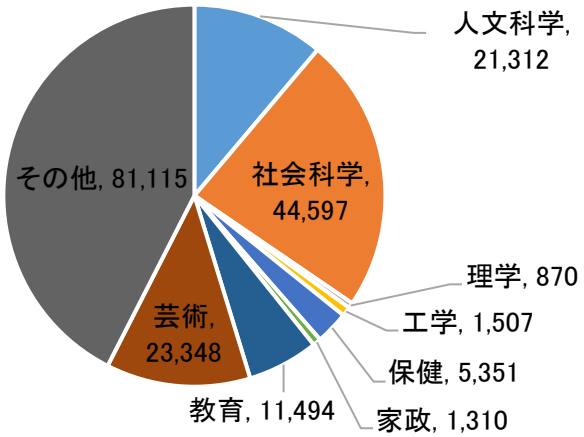

■通信制大学における学生の特色

【通学制大学】

－10代入学者割合－

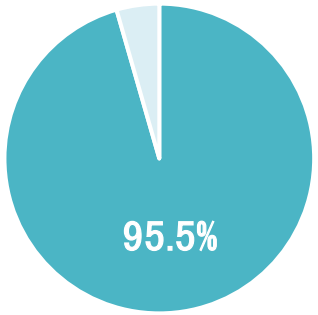

【通信制大学（学部）】

－年齢別学生割合－

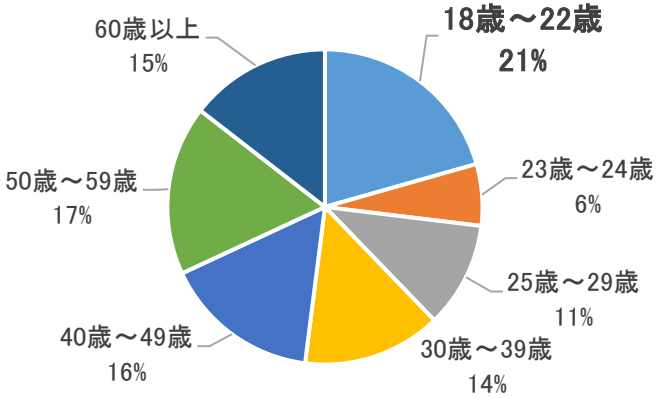

－学生の有職者割合－

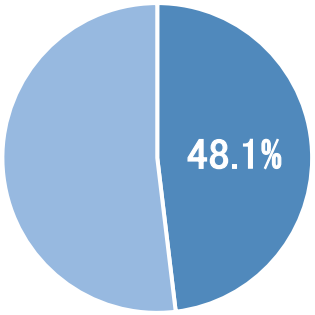

通学制と通信制の授業方法等の比較（設置基準）

通学制の大学		通信制の大学
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第５項） 卒業に必要な単位数＝124単位 **面接授業** **遠隔授業可：60単位まで**	**卒業要件となる単位数**	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可（大学通信教育設置基準第６条第２項） 卒業に必要な単位数＝124単位 **面接・遠隔授業：30単位以上** **放送授業、印刷教材等による授業** **うち10単位＝放送授業で代替可**

授業の方法

○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第１項）	①面接授業	○ 同左（大学通信教育設置基準第３条第１項により準用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第２項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 同左（大学通信教育設置基準第３条第１項により準用）
【※】平成13年文部科学省告示第51号（次ページ参照） ⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第３条第１項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第２項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第３条第１項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第２項）

（参考）参照条文①

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号　大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件
通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。
１．同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
２．毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは　指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条　卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することとのほか、大学が定めることとする。
５　前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条　授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第二十八号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条　卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。
２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条
２　前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（参考）参照条文②

○大学通信教育設置基準　別表第一

学部の種類	文学関係	教育学・保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	家政関係	美術関係	音楽関係
収容定員8,000人の場合の基幹教員数	17	17	21	21	21	21	21	17	17	17
収容定員12,000人の場合の基幹教員数	21	21	23	23	23	23	23	21	21	21
収容定員16,000人の場合の基幹教員数	25	25	27	27	27	27	27	25	25	25

備考　一・二　（略）
三　収容定員が8,000人未満の場合には、収容定員8,000人として取り扱うものとする。
四　収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて、4,000人につき基幹教員3人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。
五　この表に定める基幹教員数は、この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。
六　この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○大学設置基準　別表第一イ（1）　その他専門職学科に係るもの等は略

学部の種類		文学関係	教育学関係・保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係	薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするもの）	薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生学関係（看護学関係）	保健衛生学関係（看護学関係を除く。）
一学科で組織する場合の基幹教員数	収容定員	320-600	320-6000	400-800	400-800	400-800	200-400	200-400	200-400	300-600	300-600	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400
	基幹教員数	10	10	14	14	14	14	14	14	28	28	14	10	10	10	12	12	14
二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数	収容定員	200-400	200-400	400-600	400-600	400-600	160-320	160-320	160-320	240-480	240-360	160-240	160-240	160-240	160-240	160-320	－	160-320
	基幹教員数	6	6	10	10	10	8	8	8	16	16	8	6	6	6	8	－	8

基幹教員の考え方

基幹教員の考え方

- 基幹教員制度は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善を担う教員の責任性の明確化を図るもの。

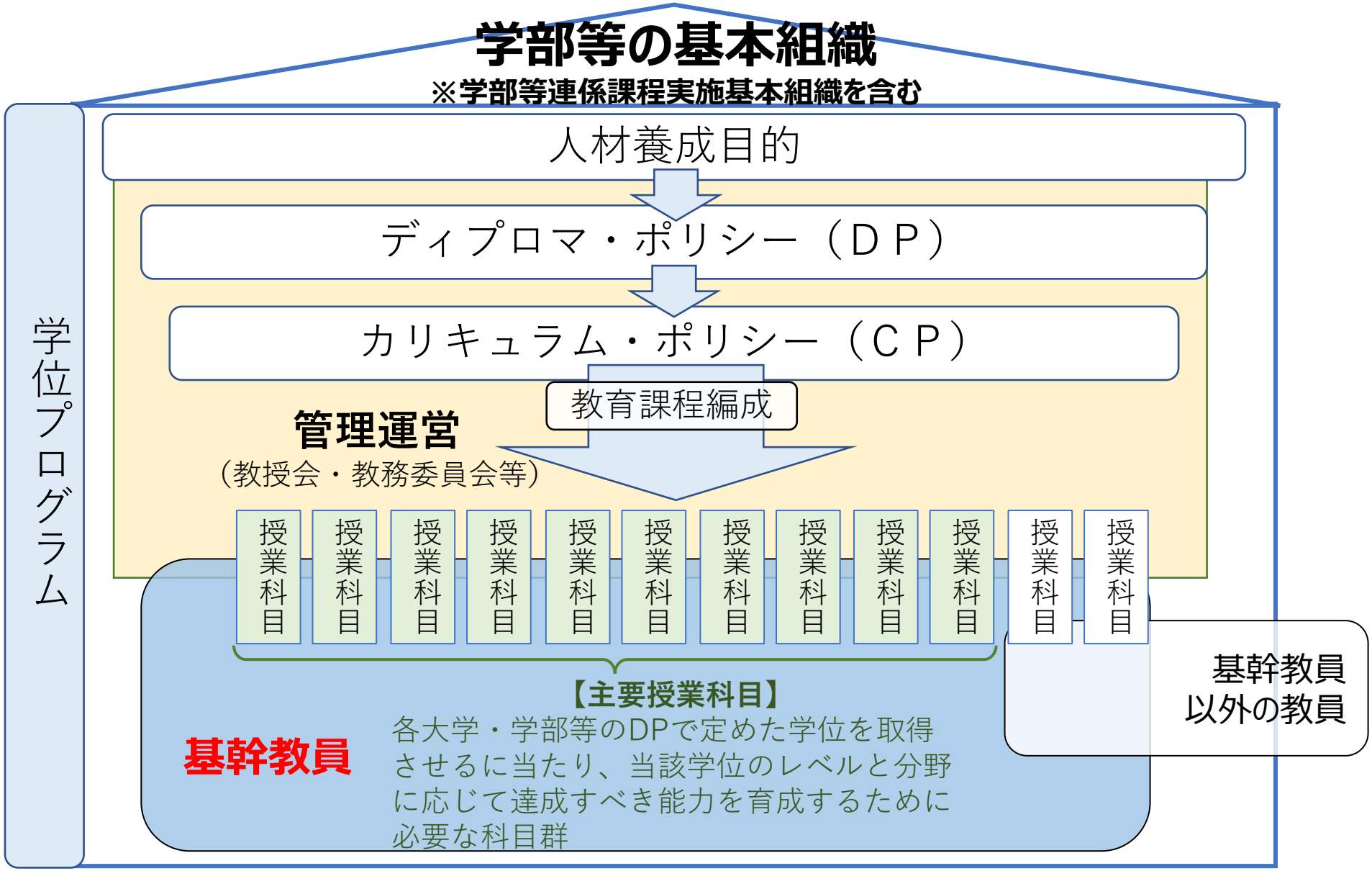

基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義： 以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
② 右に記載のA又はBのいずれか	（A）当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2）
	（B）当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当する教員

※１　教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
※２　一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定

教員（全体）

基幹教員

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間８単位以上の授業科目を担当**する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者**以外の者**）
※例えば、クロスアポイントメント等により、複数の大学や企業との兼務を行う者等

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間８単位以上の授業科目を担当**する教員（**専ら当該大学の教育研究に従事する者**）

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**主要授業科目を担当**する教員（**専ら当該大学の教育研究に従事する者**）

基幹教員以外の教員
※各学部等の授業科目を担当しない教員

複数の大学・学部等で算入可能（各々の学部で年間８単位以上担当）

算入はいずれか[１]まで

【別表第一】
A学部注の収容定員に基づく必要最低教員数

※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

B学部注の収容定員に基づく必要最低教員数

※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

＋

【別表第二】
大学全体の収容定員に基づく必要最低教員数

※別表第一で算入する教員除く

※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

定員管理

定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用（ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件（通信制課程のみ）については適用あり）。

Ⅰ．定員超過の取扱い

1．大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

① 毎年度、授業計画書を作成・公表
② GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の公表及び適切な運用
③ 成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を大学等が主体的に実施

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模（収容定員）	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満			
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、収容定員充足率の上限を5%引き上げる。
【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第1項第3号、同条第2項、同条第4項
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について（通知）」（令和4年9月30日付高等教育局長通知）

2．基盤的経費等に関する取扱い

（1）国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上（小規模学部（入学定員100人以下）は120%以上、国際競争力けん引学部等の認定を受けた中規模学部（入学定員101人以上300人未満）は115 %以上）の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生（国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生）、休学者、2年以内の留年者（ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を行うことが要件。）は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」（令和5年2月3日付高等教育局長通知）
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について（通知）」（令和7年9月29日付高等教育局長通知）

（2）私立大学（高等専門学校を含む）

収容定員充足率（大学全体、学部等ごと、それぞれで算定）が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付とならない場合であっても、収容定員充足率（学部等ごとに算定）に応じて増減。ただし、2年以内の留年者（授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を大学で実施していることが要件）等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

＜大学全体の収容定員充足率による不交付措置＞

定員規模 （収容定員）	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

＜学部ごとの収容定員充足率による措置＞

定員規模 （収容定員）		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充足率	100％	＋９％		
	101～102％	＋６％		
	103～104％	＋３％		
	105～106％	±０％		
	107～109％	▲６％		
	110～112％	不交付	▲９％	
	113～116％	〃	▲13％	
	117～119％	〃	▲17％	
	120％	〃	不交付	▲17％
	121～124％	〃	〃	▲21％
	125～128％	〃	〃	▲25％
	129％	〃	〃	▲29％
	130％～	〃	〃	不交付

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等については、収容定員超過率が一定割合以上となった場合における段階的な減額措置を、留学生の受け入れによって超過する場合に限り、緩和する。

【根拠】私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第5条第2号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について （通知）」（令和7年9月29日付高等教育局長通知）

（3）国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 （収容定員）	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模※2 （入学定員）	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和8年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満	1.15未満

※1大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。
※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模（入学定員）」は「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える。
※3収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）」に準拠する。
※4国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

Ⅱ．定員未充足の取扱い

１．大学設置審査等に関する取扱い

（1）大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の収容定員に対する学生数の割合が5割（※）を上回らない場合は不認可（令和7年度学部等設置から適用。）。

（※）令和11年度開設（令和9年9月申請分）審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第１条第１項第４号

（2）寄附行為（変更）認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位）の収容定員に対する学生数の割合が5割（※）を上回らない場合は不認可（令和8年度大学等設置から適用。）。

（※）令和11年度開設（令和9年9月申請分）審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）第2の5（2）関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点（育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等）から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可（令和7年度大学等設置から適用）。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）第1の3（5）関係

２．基盤的経費等に関する取扱い

（1）国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満（小規模学部（収容定員400人以下）、小規模研究科（収容定員30人以下）は80%未満）の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について（令和4年3月23日付高等教育局長通知）

（2）私立大学（高等専門学校を含む）

a）私立大学等経常費補助金

収容定員充足率（学部等ごとに算定）の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	…	56%	55～51%	50%以下
増減率	＋6%	＋3%	±0%	▲13%	▲14%	…	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第5条第3号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b）高等教育の修学支援新制度

機関要件の一つとして、以下のとおり経営に関する要件を設定しており（私立学校のみ）、収容定員充足率に関するものも含まれる。

〇以下の2つの要件をすべて満たしていること。

① 法人の決算に関する要件
- 直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
- 直近年度の賃借対照表の「運用資産－外部負債」

② 収容定員充足率に関する要件（大学・短期大学・高等専門学校の場合）
- 直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること

〇なお、機関要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになるが、地方における学校の役割の重要性を踏まえ、②の定員充足率に係る要件を満たさずとも、それ以外の要件を満たしており、以下のような場合には取り消しを猶予する。

（大学・短期大学・高等専門学校の場合）
- 直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合
（上記を満たさない場合）同一道府県内※に、同種・同学位分野の進学代替先がない場合　※首都圏大都市部を除く。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第3条第2号ハ

（3）国公私共通

a）大学教育再生戦略推進費

全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、7割を上回らない場合もしくは、設置する学部のうち7割を上回わらないものが申請事業の取組対象である場合は、申請資格を有しない。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b）大学・高専機能強化支援事業（支援1） ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

教学マネジメント指針

「教学マネジメント指針」の概要

1．教学マネジメントとは

- ■ 教学マネジメントの定義は、**「大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営」**
- ■ 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

2．「教学マネジメント指針」の概要

取り組み		概要
Ⅰ	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、ＤＰを具体的かつ明確に設定
Ⅱ	授業科目・教育課程の編成・実施	● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成 ● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す ● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施
Ⅲ	学修成果・教育成果の把握・可視化	● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保 **【大学全体レベル】**・大学全体で厳格な成績評価の実施 ・GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表 ・大学としての考え方を内外に示す ・可視化に用いる情報の自主的な策定・開発 ・教育改善を進める全学的な組織の整備 **【学位プログラムレベル】** ・複数教員分担による科目の成績評価の平準化 ・成績評価が意図通りか点検　・GPAを多様な用途で活用 ・学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価 ・様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB **【授業科目レベル】** ・各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価 ・成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善 ・重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする
Ⅳ	教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）	● DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義 ● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なＦＤ・ＳＤを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施 ● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学ＩＲの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進
Ⅴ	情報公表	● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要 ● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

認証評価

認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第１項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・７年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第２項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・５年以内毎に受審）を受ける義務を負う。

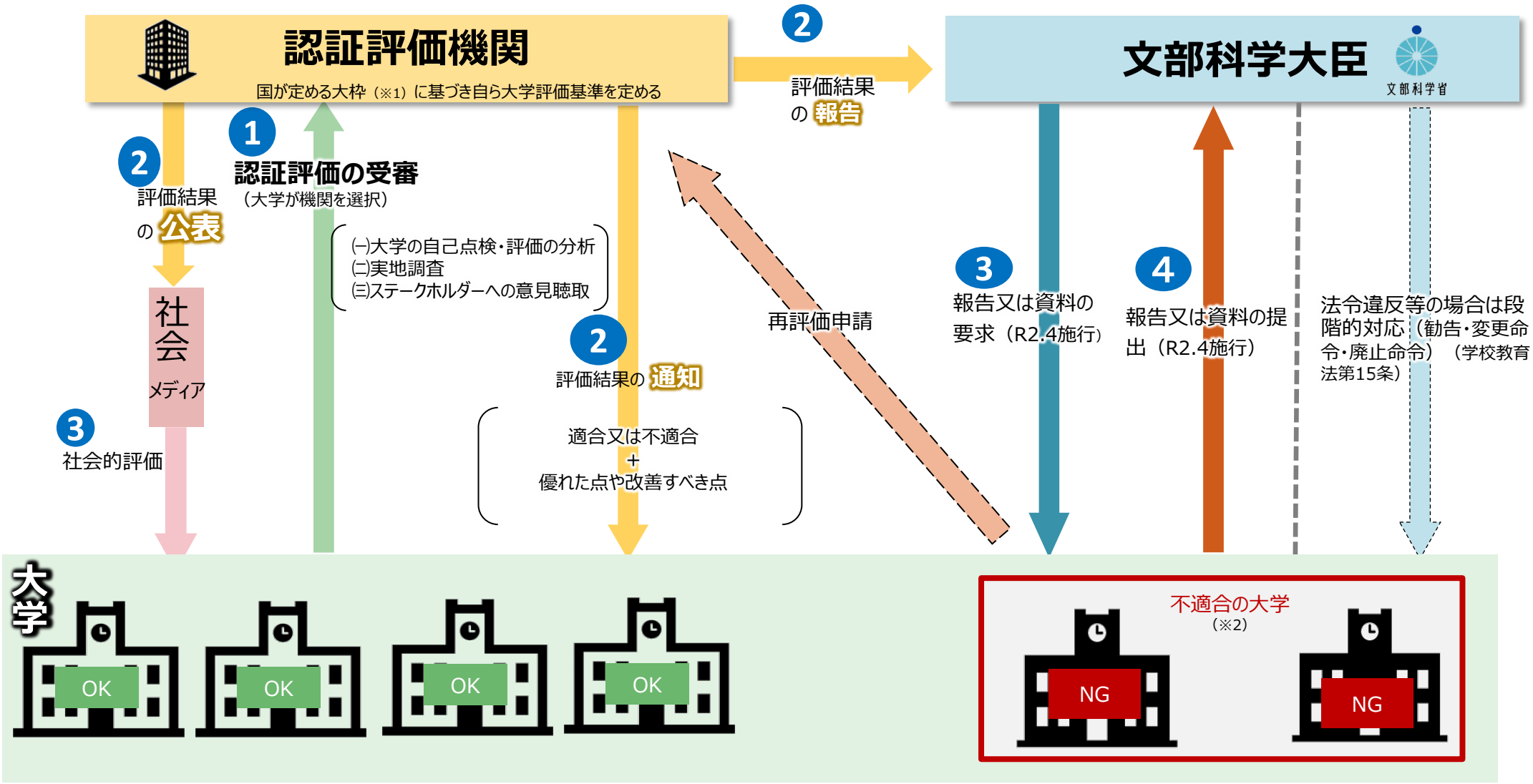

評価結果を踏まえて自ら改善を図る

認証評価機関一覧（令和８年４月現在）

１．機関別認証評価機関

認証評価機関名	評価の対象	認証日
公益財団法人　大学基準協会	大学	平成１６年８月３１日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構		平成１７年１月１４日
公益財団法人　日本高等教育評価機構		平成１７年７月１２日
一般財団法人　大学教育質保証・評価センター		令和元年８月２１日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会		令和２年３月３０日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会	短期大学	平成１７年１月１４日
公益財団法人　大学基準協会		平成１９年１月２５日
公益財団法人　日本高等教育評価機構		平成２１年９月４日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成１７年７月１２日

２．分野別認証評価機関（計　１４機関（実数））

（１）専門職大学院（計　１３機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人　日弁連法務研究財団 独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人　大学基準協会	法科大学院	平成１６年８月３１日 平成１７年１月１４日 平成１９年２月１６日
一般社団法人　ABEST21 International	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成１９年１０月１２日
公益財団法人　大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成２０年４月８日
特定非営利活動法人　国際会計教育協会	会計	平成１９年１０月１２日
一般財団法人　日本助産評価機構	助産	平成２０年４月８日
公益財団法人　日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成２１年９月４日
公益財団法人　大学基準協会	公共政策	平成２２年３月３１日
公益財団法人　日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成２２年３月３１日
一般財団法人　教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成２２年３月３１日
一般社団法人　日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成２２年３月３１日
公益財団法人　大学基準協会	公衆衛生	平成２３年７月４日
一般社団法人　ABEST21 International 公益財団法人　大学基準協会	知的財産	平成２３年１０月３１日 平成２４年３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成２４年７月３１日
公益社団法人　日本造園学会	環境・造園	平成２４年７月３１日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成２８年３月２９日
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成２９年２月２日
公益財団法人　大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成２９年８月２４日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル法務	令和元年１１月１５日
公益財団法人　大学基準協会	広報・情報	令和２年３月３０日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和３年５月１０日

（２）専門職大学・専門職短期大学（計　２機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	リハビリテーション（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ファッションビジネス（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	動物ケア（専門職短期大学）	令和５年１１月６日
特定非営利活動法人職業教育評価機構	経営情報ビジネス（専門職大学）	令和６年３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	経営ビジネス（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	情報工学（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	アニメ・マンガ（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職短期大学）	令和７年１月３１日

認証評価の実施状況

R8.4.1版

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		第1サイクル							第2サイクル							第3サイクル							第4サイクル	
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適　合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保　留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価（※2）	適　合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※１）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
（※２）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
				第1サイクル					第2サイクル					第3サイクル					第4サイクル					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	11	20	1	2	219
評価結果	適　合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	10	20	1	2	177
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	0	42
再（追）評価（※3）	適　合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	29
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4

（※３）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

※５年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	21	15	13	33	18	27	11	17	37	26	26	22	18	38	32	31	419
評価結果	適　合	0	0	0	0	19	13	20	15	11	33	16	25	11	17	36	25	26	22	18	38	32	31	408
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
再（追）評価（※4）	適　合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

（※４）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価結果の活用例

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考：「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（平成28年3月18日）より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金（「大学教育再生戦略推進費」等）について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を（独）大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79 条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条第4項】

（参考）

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考：平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より（政府参考人答弁抜粋）

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

情報公表

大学の情報公表に関する制度の経緯①

平成１１年　大学設置基準の改正
　・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定
　（第２条）

平成１６年　国立大学法人法
　・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
　・財務情報等の公開義務を規定（独立行政法人通則法第３８条を準用）

平成１６年　地方独立行政法人法
　・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
　・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定（第３４条）

平成１６年　学校教育法の改正
　・自己点検・評価の公表を義務化（第１０９条）
　・認証評価制度の施行

平成１７年　私立学校法の改正
　・財務情報等の公開義務を規定（第４７条）

平成１９年　大学院設置基準の改正（平成２０年に大学設置基準でも同様の内容を規定）
　・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定
　　（第２条の２、第２５条の２）

平成１９年　学校教育法の改正
　・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（第１１３条）

大学の情報公表に関する制度の経緯②

平成２３年　学校教育法施行規則等の改正
・各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第１７２条の２）
・認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

平成２８年　学校教育法施行規則等の改正
・３つのポリシーの公表の義務化（第１７２条の２第１項）

平成２９年　学校教育法施行規則等の改正
・専門職大学等及び専門職大学院を置く大学における専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況の公表の義務化（第１７２条の２第２項）

令和元年　学校教育法施行規則等の改正
・学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化（第１７２条の２第３項）

令和６年　学校教育法施行規則等の改正
・各大学等が公表することが必要な情報として、「入学者の選抜に関すること」及び「外国人留学生の数」を追加（第１７２条の２第１項）
・大学院を置く大学が公表することが必要な情報として、「研究科、専攻又は学生の履修 上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位取得の状況に関すること」を追加（第１７２条の２第３項）

※　このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表　すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、機関要件確認に関する情報を公開を求めている。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）
第二条の二　大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。*（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）*

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
第百十三条　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年、令和6年）

【学校教育法施行規則】
第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること*（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））*
二　教育研究上の基本組織に関すること
三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
四　入学者の選抜に関すること　*（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））*
五　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。
（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））
六　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。
七　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
八　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
九　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
十　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
2　専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。*（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））*
3　大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
一　研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。*（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））*
二　大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること*（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））*
4　大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
5　前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
第一条　学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあっては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～六（略）
2　前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～ホ（略）
ヘ　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
ト～リ（略）

情報公表を促す制度・指針等について

項目	大学が公表すべき教育情報 （学校教育法施行規則第172条の2 ）	高等教育の修学支援新制度機関要件 （大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条）	大学ポートレート	教学マネジメント指針
基本情報	➢ **大学の教育研究上の目的**　ex）大学の教育研究上の目的、３つのポリシー ➢ **教育研究上の基本組織**　ex）学部、研究科の名称			—
教育情報	➢ **教員**　ex）教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ➢ **学生**　ex）入学者数、収容定員、学生数、留学生数 ➢ **進学及び就職**　ex）卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、入学者選抜 ➢ **教育課程**　ex）授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価 ➢ **キャンパス**　ex）校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境 ➢ **費用**　ex）授業料、入学料 ➢ **学生支援**　ex）修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援			➢ **「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例** ex）学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア ➢ **学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例** ex）教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、ＧＰＡの活用状況、教学ＩＲの整備状況
		【任意項目】 ➢ **学修成果・教育成果に関する情報例** ex）修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲 ➢ **学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例** ex）ＧＰＡ制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果	➢ **特色** ex）学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版） ➢ **入試** ex）入試情報、転学編入学 ➢ **取得可能な資格** ➢ **課外活動** ex）クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況 **など**	
財務情報	—	➢ **収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等**	➢ **財務諸表等（国公立版）**	—
その他	—	➢ **自己点検・評価の結果** ➢ **設置者の役員の氏名が記載された名簿** **【任意項目】** ➢ **事業計画**　**など**	➢ **評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）** ➢ **高等教育の修学支援新制度**	—

大学ポートレートについて

（独）大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成２７年３月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報を発信。（https://portraits.niad.ac.jp/）

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するために**教育情報**を**活用**。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。
→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】
- 大学の基本情報
- 大学の教育研究上の目的等
- 大学の特色等
- 教育研究上の基本組織
- キャンパス
- 評価結果
- 学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】
- 教育研究上の目的と３つの方針
- 学部・研究科等の特色
- 教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- 資格
- 入試（入学者数、入試方法等）
- 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- 学生（収容定員、学生数等）
- キャンパス
- 費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- 進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

AI

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて【概要】（令和5年7月13日事務連絡）

趣 旨

- ✓ 生成AIを含むAIの利活用は、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある一方、懸念やリスクも指摘されており、バランスを取りながら進めていく必要
- ✓ **大学・高専における生成AIの教学面の取扱いは、具体的に行われている教育の実態に応じて対応を検討することが重要**であり、各大学・高専において、学生や教職員等に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい
- ✓ その際、**生成AIに関する技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要**

文部科学省において、各大学・高専の対応の参考となるよう、各大学等の指針や有識者の見解等を踏まえ、生成AIに関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等を取りまとめ

活用が想定される場面例

- ○ 学生による主体的な学びの補助・支援（ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等）
- ○ 学生が生成AIを使いこなすための教育（生成AIの原理の理解、プロンプト（質問・作業指示）に関する工夫や出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等）
- ○ 教員による教材開発等への利活用や、効果的・効率的な事務運営

留意すべき観点

- ○ 生成AIと学修活動との関係性、成績評価
  大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いてレポート等を作成することは一般に不適切と考えられること。適切に学修成果を評価するため、生成AIを利活用したことの明記、小テストや口述試験の併用等の工夫も有効と考えられること等
- ○ 生成AIの技術的限界
  生成された内容に虚偽やバイアスが含まれている可能性があること、内容の確認・裏付けを行う必要があること
- ○ 機密情報や個人情報の流出・漏洩の可能性
  生成AIへの入力を通じ、機密情報や個人情報が意図せず流出する可能性があるため、安易に入力することは避けること等
- ○ 著作権との関係性
  他人の著作物について、著作権法に定める権利の対象となる利用を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AIを利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないよう留意する必要があること等
- ○ AI等に関する基礎的な知識等の理解
  生成AIを含むAIの利活用に当たっては、大学・高専の学生等が、最新の動向、 AIの普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要であること等

別紙

大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて

基本的な考え方

（生成 AI に関する動向）

令和４年 11 月に OpenAI 社が公開した ChatGPT は、公開から２か月で月間ユーザーが１億人を突破し、また、文章のみならず画像や音声等の生成を行う AI も普及するなど、生成 AI の開発や利活用が急速に進展している。

政府においては、これまで「人間中心の AI 社会原則」（平成 31 年３月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等により、AI に対する基本戦略・基本理念を明らかにしてきているほか、生成 AI の登場によって整理すべき当面の論点等について、本年５月 26 日に AI 戦略会議において「AI に関する暫定的な論点整理」（以下「論点整理」という。）を取りまとめている。生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされている。

（趣旨／大学・高専における対応）

教育分野においては、生成 AI を適切に利活用することで、学修効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成 AI のみが使われること等に対する懸念が指摘されている。こうした背景も踏まえ、多くの大学・高専では、既に生成 AI の教学面の取扱いに関する指針等の策定が進められている状況にある。

大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについては、各大学・高専において、具体的に行われている教育の実態等に応じて対応を検討することが重要であり、学生や教職員に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい。その際、生成 AI に関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されるため、継続的な状況把握に努め、技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要である。

文部科学省では、大学・高専の今後の対応の参考となるよう、有識者や数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム拠点校の協力を得て、既に各大学において策定されている指針等の内容等を踏まえつつ、現時点において生成 AI（特に ChatGPT 等の文章生成 AI を念頭に置く。以下同じ。）に関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等について、以下のとおり取りまとめた。この内容は、各大学・高専において共通すると考えられる点について、現時点での生成 AI の状況も踏まえてまとめたものであり、各大学・高専においては、本内容を参考にしつつ、行われている教育の実態や生成 AI に関する最新動向等を踏まえ、主体的・継続的に指針等の見直し、FD・SD 等の組織的な研修を含めた対応を検討することが期待される。

生成 AI の取扱いの観点

（利活用可否の検討、利活用が想定される場面例）

大学・高専においては、個々の教育の目的・内容や下記の留意すべき観点等を踏まえ、生成 AI の利活用可否や利活用不可の場面でこれに反した行為を行った際の措置等を含む対応を検討し、学生や教職員に対して適切に示すことが望ましい。

生成 AI を利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられる。

この他にも、生成 AI は、今後さらに発展し社会で当たり前に使われるようになることが想定されるという視座に立ち、生成 AI の原理への理解、生成 AI へのプロンプト（質問・作業指示）に関する工夫やそれによる出力の検証、生成 AI の技術的限界の体験等により、生成 AI を使いこなすという観点を教育活動に取り入れることも考えられる。

また、上記の学生による利活用以外にも、教員による教材開発や、効果的・効率的な大学事務の運営等に利活用することも考えられる。

なお、こうした生成 AI の利活用の取組事例やその際に生じた懸念事項といった新たな知見について教職員間で共有し、適切な利活用を追求することも有効と考えられる。

（留意すべき観点）

大学・高専における教育に生成 AI の利活用を検討する際には、以下の点に留意することが重要である。

〇生成 AI と学修活動との関係性、成績評価：

大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成 AI の出力をそのまま用いるなど学生自らの手によらずにレポート等の成果物を作成することは、学生自身の学びを深めることに繋がらないため、一般に不適切と考えられること。また、生成 AI の出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずに当該出力をレポート等に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があること。

学生がレポート等に生成 AI を利活用した場合には、適切に学修成果を評価するため、利活用した旨や利活用した生成 AI の種類・箇所等を明記させることや、小テストや口述試験等を併用するなど評価方法の工夫を行うことも有効と考えられること。また、AI が生成した文章かを判定するツールを学修成果の評価等に活用する場合でも、その結果を過信しないことが重要であること。なお、利活用や学修成果の評価等に当たっては、生成 AI の種類（有料版か無料版か）により、成果物に差が生まれ得ることにも留意することが重要と考えられること。

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて（令和5年7月13日事務連絡 別紙 ②）

○生成 AI の技術的限界（生成物の内容に虚偽が含まれている可能性）：

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があること。こうした生成 AI に関する技術的限界を把握した上で、インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要と考えられること。

○機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性：

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性等があるため、一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避けることが必要と考えられること。なお、特に教職員が生成 AI を利活用する際には、各大学・高専における情報セキュリティに関する指針[1]や、個人情報保護法[2]を踏まえた対応が必要となることに留意すること。また、生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）ことができること。

○著作権に関する留意点：

他人の著作物[3]の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害[4]することのないように留意する必要があること。

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となる。ただし、広くホームページに掲載することなどは、著作権者の許諾が必要となることに留意すること。

上記の観点のほか、生成 AI を含む AI の利活用に当たっては、各大学・高専の学生等が、その最新の動向、AI の普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要である。また、そうした AI に関する授業科目等については、AI に関する技術の進展や社会での活用状況等を踏まえて、適宜改善を図ることも重要である。

[1] 例えば「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申し合わせ」（令和５年５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）においては、「約款型外部サービスでは、（中略）必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない」等とされている。
[2] 「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（令和５年６月２日個人情報保護委員会）参照。
[3] 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。単なるデータ（事実）やアイディア（作風・画風等）は含まれない。
[4] 侵害に当たるかの要件は、一般的に、類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が必要となる。類似していない場合や既存の著作物を知らず偶然に一致したに過ぎない場合は著作権侵害とはならない。

文部科学省では、数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開を推進しており、前述の要素を含む優れた教育プログラムを政府が認定する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」を実施しているほか、大学・高専により形成し全国９ブロックで活動する「数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム」において、生成 AI を含むデータ・AI 利活用の最新動向や、そうした動向を踏まえた留意事項等の内容を含むモデルカリキュラムや教材の開発・改善・普及展開等の取組を継続的に行うこととしており、各大学・高専においては、当該取組の活用・参画についても積極的に検討されたい。

（参考）

・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm

・数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム
http://www.mi.u-tokyo.ac.jp/consortium/index.html